

障害者差別解消調整委員会について

1 設置目的

愛知県障害者差別解消推進条例に基づき、障害を理由とする差別を受けたと認める障害のある人等からの求めにより、知事が、事業者に対して助言、あっせん又は指導を行うに際し、必要に応じて意見を聴くため。

2 設置根拠

愛知県障害者差別解消推進条例第14条

3 設置年月日

平成28年4月1日

4 委員

15人

(学識経験のある者、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、事業者を代表する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命)

5 任期

2年(平成28年4月1日から平成30年3月31日まで)

6 調整委員会の役割

知事が不当な差別的取扱いに関する事案の解決のために必要な助言、あっせん又は指導を求められた場合、助言、あっせん、指導等を行う判断に当たり専門家等(調整委員会)の意見を聴く必要があると認める事案に対し、意見を答申する。

○調整委員会の意見を聴く必要がある場合の例

- ・当該事案が不当な差別的取扱いに該当するかの判断が困難な場合。
- ・当該事案における財、サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが、「正当な理由」に相当するかの判断が困難な場合。

○ 相談及び解決のスキーム

